# 令和4年度秋田支部事業計画(案)

## 【協会けんぽの理念】

# 〇基本使命

協会は保険者として健康保険事業及び船員保険事業を行い、加入者の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の利益の実現を図る。

## 〇キーコンセプト

- ・加入者及び事業主の意見に基づく自主自律の運営
- ・加入者及び事業主の信頼が得られる公正で効率的な運営
- ・加入者及び事業主への質の高いサービスの提供
- ・被用者保険の受け皿としての健全な財政運営

## 【秋田支部の役割】

協会けんぽの理念に基づき、地域の実情を踏まえた取組みを推進し、加入者ひいては県民の健康増進に寄与する。

# 目 次

事業内容	頁	
1. 基盤的保険者機能関係		
(1)健全な財政運営	4	
(2)サービス水準の向上	4	
(3)限度額適用認定証の利用促進	4	
(4)現金給付の適正化の推進	5	
(5)効果的なレセプト内容点検の推進	5	
(6)柔道整復施術療養費等における文書照会の強化	5	
(7)返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進	6	
(8)被扶養者資格の再確認の徹底	6	
(9)オンライン資格確認の円滑な実施	7	
(10)業務改革の推進	7	
2. 戦略的保険者機能関係		
(1)第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)の着実な実施〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉※	8	
(2)広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉	11	
(3)ジェネリック医薬品の使用促進〈Ⅱ、Ⅲ〉	12	
(4)インセンティブ制度の実施〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉	12	
(5)地域の医療提供体制等への働きかけや意見発信⟨Ⅱ、Ⅲ⟩	13	
(6)調査研究の推進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉	13	

<sup>※</sup>戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標・・・「Ⅰ 加入者の健康度の向上」、「Ⅱ 医療等の質や効率性の向上」、「Ⅲ 医療費等の適正化」

# 目 次

事業内容	頁
3. 組織・運営体制関係	
(1)人事・組織に関する取組	14
(2)内部統制に関する取組	14
(3)その他の取組	14

次頁の実施内容等に記載の「KPI: Key Performance Indicator(重要業績評価指標)」とは、成果(アウトカム)を見据えた目標のことで、どのような取組みを実施したか(アウトプット)のみで評価を行うのではなく、その取組みによって何がどの程度変わったかという成果(アウトカム)において評価を行う。

分野	実施内容等
1 . 基盤的保険 者機能関係	適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準 化、効率化、簡素化の取組を進める。また、健全な財政運営に努める。
	<ul> <li>(1)健全な財政運営</li> <li>中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、経済情勢の悪化による協会財政への影響が懸念される状況を踏まえ、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。</li> <li>今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。</li> <li>各審議会等の協議の場において、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。</li> </ul>
	【重要度:高】 協会けんぽは約4,000万人の加入者、約240万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を 安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。
	【困難度:高】 協会けんぽの財政は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造にあることや、高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期 高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。 このような状況を踏まえた上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ 健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。
	<ul> <li>(2)サービス水準の向上</li> <li>・ 現金給付の申請受付から支給までの標準期間(サービススタンダード:10日間)を遵守する。</li> <li>・ 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。</li> <li>・ お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から協会の課題を見いだし、迅速に対応する。</li> <li>■ KPI:① サービススタンダードの達成状況を100%とする</li> <li>② 現金給付等の申請に係る郵送化率を96.0%以上とする</li> </ul>
	<ul> <li>(3) 限度額適用認定証の利用促進</li> <li>オンライン資格確認の進捗状況も踏まえつつ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関等に申請書を配置するなどにより利用促進を図る。</li> <li>医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。</li> </ul>

分野	実施内容等
1.基盤的保険者機能関係	<ul> <li>(4) 現金給付の適正化の推進</li> <li>標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。</li> <li>傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進する。</li> <li>不正の疑いのある事案については、重点的な審査を行うとともに、支部の保険給付適正化PTを効果的に活用し、事業主への立入検査を積極的に行う。</li> </ul>
	(5) <b>効果的なレセプト内容点検の推進</b> ・ レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、効果的なレセプト点検を推進するとともに、内容点検の質的向上を図り、査定率及び再審査レセプト1件当たり査定額の向上に取り組む。
	【困難度:高】 社会保険診療報酬支払基金と連携して、コンピュータチェックによる審査等の拡大を含め、効果的なレセプト点検の推進に努めてきた。また、社会保険診療報 酬支払基金では、医療機関等が保険診療ルールに則した適正な電子レセプトを作成できるように、コンピュータチェックルールの公開範囲を拡大してきた(※)。 そのような中で、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率は既に非常に高い水準に達しているところであり、KPIを達成することは、困難度 が高い。
	(※)電子レセプトの普及率は98.8%(2020年度末)となっており、査定する必要のないレセプトの提出割合が増加している。  ■ KPI:① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率(※)について対前年度以上とする ② 協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする

- (※) 査定率=レセプト点検により査定(減額)した額÷協会けんぽの医療費総額

### (6) 柔道整復施術療養費等における文書照会の強化

- ・ 柔道整復施術療養費について、多部位(施術箇所が3部位以上)かつ頻回(施術日数が月15日以上)の申請や負傷 部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診について、加入者に対する文書照会を強化す る。なお、加入者に対する文書照会を行う際には、柔道整復施術受診についての正しい知識の普及を図る。
- あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、医師の同意書の確認や長期施術者等に対する文書照会など、 審査手順の標準化を推進する。
- ・ 厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。
- KPI:柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について 対前年度以下とする

分野	実施内容等
1.基盤的保険 者機能関係	<ul> <li>(7)返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進</li> <li>日本年金機構の資格喪失処理後早期に、保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、保険証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。</li> <li>未返納の多い事業所データ等を活用し、事業所等へ資格喪失届への保険証添付及び保険証の早期返納の徹底を周知する。</li> <li>債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。</li> </ul>
	【困難度:高】 事業主が資格喪失届に添付して返納することが原則とされている保険証を早期に回収するためには、当該届出先である日本年金機構と連携した取組の強化が不可欠である。また、社会保険関連手続の電子化が推進されており、保険証を添付できない電子申請による届出の場合の保険証の返納方法(郵送時期)等について、事業主の事務負担の軽減等を図る必要がある。そのような中で、電子申請による届出の場合の保険証の返納(協会への到着)は、資格喪失後1か月を超える傾向にあり、今後、電子申請による届出が更に増加することが見込まれることから、KPIを達成することは、困難度が高い。また、令和3年10月から、これまで保険者間調整(※1)により返納(回収)されていた返納金債権の一部について、レセブト振替サービス(※2)の利用が可能となった。これにより、保険者間調整が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。 (※1)資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者(元被保険者)の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納(弁済)する仕組み。(債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。) (※2)社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な(新たに資格を取得した)保険者に、振替える仕組み。  ■ KPI: ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする ② 返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)の回収率を対前年度以上とする
	(8) 被扶養者資格の再確認の徹底 ・ マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。 ・ 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。 ・ 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。  ■ KPI: 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を96.0%以上とする

分野	実施内容等
1.基盤的保険 者機能関係	(9) オンライン資格確認の円滑な実施 ・ オンライン資格確認の円滑な実施のため、広報等で加入者へのマイナンバー登録の促進を積極的に行い、加入者のマイナンバー収録率向上を図る。
	【重要度:高】 オンライン資格確認及びマイナンバーカードの健康保険証利用については、政府が進めるデータヘルス改革の基盤となる重要な取組であり、重要度が高い。
	(10) <b>業務改革の推進</b> ・ 現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率 化・簡素化を推進する。
	• 職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟 かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。
	【困難度:高】 業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするための最重 要項目である。また、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化によ り、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を実現するためには、職員の多能化を図るとともに、生産性を意識した意識改革の推進が不可欠である。 なお、業務のあり方を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。

分野	実施内容等
2. 戦略的保険 者機能関係	【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】 I 加入者の健康度の向上 II 医療等の質や効率性の向上 III 医療費等の適正化
	<ul> <li>(1)第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)の着実な実施〈I、II、III〉</li> <li>「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。</li> <li>加入者の健康・医療データをもとに分析を行い、第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)のPDCAサイクルを効果的・効率的に回し、取組の実効性を高める。</li> </ul>
	i )特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上 ・ 県などの自治体・労働局・県医師会・県歯科医師会・県薬剤師会・その他関係団体に協力を要請しながら特定健診受 診率等の向上に結び付く事業を実行する。
	• 生活習慣病予防健診については、新規医療機関の開拓や、協会主催で県内各地域の集合健診を開催して、健診の実施 件数の増加に繋がるように受診機会を拡大する。
	• 事業者健診データ取得については、幹部職員によるトップセールスや県・労働局・県医師会・社会保険労務士会・商工会議所・商工会連合会・中小企業団体中央会、その他関係団体の協力を得て効果的なデータ取得に努める。また、データの取得から入力作業を民間業者へ委託し、効率的に健診データの取得を図る。
	• 被扶養者の特定健診については、受診しやすい環境を提供するため、市町村で実施する集合健診において、がん検診 との同時受診広報するなど連携を強化するとともに、オプショナル検査を含んだ協会主催の各地集合健診の開催拡大 を図る。また、併せて郡市医師会や自治体の協力のもと、健診未受診者に対しての受診勧奨を実施する。
	• 当該年度40歳になる被扶養者(初めての特定健診対象者)へ乳がん検診の勧めとともに特定健診受診勧奨を実施する。
	【重要度:高】 健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に 関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値(65%)が示されており、重要度が高い。
	【困難度:高】 近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第三期特定健診等実施計画の当初の見込みを超えて大幅に増加しており、分子となる健診受診者を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。

分野	実施内容等
2. 戦略的保険 者機能関係	■ 被保険者(40歳以上)(実施対象者数:142,447人) - 生活習慣病予防健診 実施率53.1%(実施見込者数:75,600人) - 事業者健診データ 取得率20.0%(取得見込者数:28,500人)
	■ 被扶養者(実施対象者数:39,249人) • 特定健康診査 実施率35.7%(実施見込者数:14,000人)
	■ KPI: ① 生活習慣病予防健診実施率を53.1%以上とする ② 事業者健診データ取得率を20.0%以上とする ③ 被扶養者の特定健診実施率を35.7%以上とする
	ii )特定保健指導の実施率及び質の向上 ・ 健診当日に初回面談の実施及び分割実施ができるよう、積極的に健診実施機関へ働きかける。
	・ ICTを活用した遠隔面談などにより、対象者のニーズに合った特定保健指導を実施する。
	事業所の業態区分別・市町村別健診データ等の分析結果を活かし、健康課題の特性を見極めながら、関係団体と連携 して保健指導を推進する。
	・ 対象者に特定保健指導の重要性を認識していただくよう、積極的な啓発活動に取り組む。
	被保険者・被扶養者の保健指導終了者の増加を図るため、積極的に外部委託を促進するとともに、被扶養者については集合健診時や健診実施後に特定保健指導を実施する。
	・ 被扶養者を対象にナッジ理論を活用した特定保健指導の受診勧奨を実施する。
	• 保健指導委託機関との合同研修会等を開催して積極的に情報発信を行い、保健師・管理栄養士のスキルの底上げを図ることによって加入者の健康度を高める。
	• 支部保健師・管理栄養士のスキルの向上とPDCAを意識した事業を展開するため、チームカンファレンスによる情報交換や研修会の機会を設け、特定保健指導の継続率の向上を図る。
	【重要度:高】 特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値(35%)が示されており、重要度が高い。
	【困難度:高】 健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第三期特定健診等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる 特定保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があることから、目標を達成することは極めて困難である。 なお、特定保健指導業務の中核を担う保健師の採用については、大学のカリキュラムが選抜制等になったことにより、新たに保健師資格を取得する者が減少 しており、困難度が高い。

分野	実施内容等
2 戦略的保険 者機能関係	■ 被保険者(特定保健指導対象者数: 21, 341人) ・ 特定保健指導 実施率35.0%(実施見込者数: 7, 472人)
	■ 被扶養者(特定保健指導対象者数:1,316人) • 特定保健指導 実施率22.0%(実施見込者数:290人)
	■ KPI:① 被保険者の特定保健指導の実施率を35.0%以上とする ② 被扶養者の特定保健指導の実施率を22.0%以上とする
	<ul> <li>iii) 重症化予防対策の推進</li> <li>現役世代の重症化予防対策として、LDLコレステロールやeGFR値など血圧値や血糖値以外の検査値等にも着目し、医療機関受診率をより高めていくべく積極的に民間業者へ委託し、未治療者への受診勧奨を確実に実施する。</li> <li>健診当日、高血圧値が異常値を示す受診者に対してリーフレットを配布し、医療機関による受診勧奨を実施する。</li> <li>重症域である収縮期血圧180mmHg以上の未治療者に対し、文書などによる受診勧奨を積極的に実施する。</li> <li>糖尿病性腎症に係る重症化予防については、県で作成するプログラムと大館市立病院等で実施している事業に関して医師会の協力のもと効果的に実施し、糖尿病性腎症による透析を予防もしくは延期し、加入者にとってのQOLを維持することで健康寿命の延伸を図る。</li> </ul>
	【重要度:高】 要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。
	■ 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 3,499人
	■ KPI:受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合12.4%以上とする

	_
分野	実施内容等
2. 戦略的保険者機能関係	<ul> <li>iv) コラボヘルスの推進</li> <li>・ 県・商工会議所・商工会連合会・中小企業団体中央会、その他関係機関と連携して事業所規模や業態別に区分けするなど戦略的に「健康経営宣言」を勧奨し、健康経営宣言事業所数の更なる拡大を図る。また、取組みの質を向上させる観点から、宣言後のフォローアップの強化を図り、事業主と加入者に健康づくり・健康意識の向上を促すとともに、経営層へのセミナーを開催し、事業主へ啓発を行っていく。</li> <li>・ 秋田運輸支局やトラック協会、バス協会、ハイヤー協会と連携し、積極的に運輸業加入者の健康度を高め、分析データや取組み成果を加入者全体の健康づくりに役立てていく。</li> <li>・ コラボヘルスの推進を図るため、「健康づくりの推進に向けた包括的連携協定」締結先と共に加入者の健康管理の支援活動を実施する。また、協定の締結先の拡大を図る。</li> <li>・ 事業主や加入者に健康の大切さを認識いただき、より多くの加入者が健診、保健指導を受けることができるよう、「事業所健康度診断(事業所カルテ)」を活用した事業主への働きかけを行う。</li> <li>・ 加入者のヘルスリテラシーを高めるため、禁煙・減塩・運動に関する動画やポスター等を作成して広報を行う。また、県及び県医師会と共同で受動喫煙防止宣言施設登録の実施や受動喫煙防止フォーラム等に参画する。</li> <li>【重要:高】超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、「未来投資戦略2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針(THP指針)等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を10万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</li> </ul>
	<ul> <li>■ KPI:健康宣言事業所数を1,470事業所以上とする。</li> <li>(2) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進〈I、II、III〉</li> <li>・ 本部で作成した広報資材を活用しつつ、地域の実情や時節柄等に応じた広報を行う。また、定期発行物などの紙媒体による広報のほか、ホームページやメールマガジンの広報内容を充実させる。更に、幅広く情報発信するため、WEBを通じた広報を強化する。</li> <li>・ 健康保険委員の委嘱拡大に向けた取り組みを強化するとともに、健康保険委員活動の活性化を図るための研修や広報紙等を通じた情報提供を実施する。</li> <li>・ 中小企業関係団体と連携して、各種行事やライフイベント等の場を活用したブース出展や、学校等での健康教育、出前健康相談を行う等、年齢層ごとにターゲットを絞った健康へのアプローチを更に進めるための効果的な啓発活動を実施する。</li> <li>■ KPI:全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を54.0%以上とする</li> </ul>

/\ W7	中华中南部
分野	
2. 戦略的保険	(3)ジェネリック医薬品の使用促進〈Ⅱ、Ⅲ〉
者機能関係	<課題分析> ・ 協会で作成した「ジェネリックカルテ」及び「データブック」により重点的に取り組むべき課題(阻害要因)を明確にし、対策の優先順位を付けて取り組む。
	<医療機関・薬局へのアプローチ> <ul> <li>協会で作成した「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」等を活用して、個別の医療機関・薬局に対する働きかけを強化する。</li> </ul>
	<加入者へのアプローチ> <ul> <li>加入者にジェネリック医薬品を正しく理解していただけるよう、ジェネリック医薬品軽減額通知や希望シール等の配布にも着実に取り組む。</li> <li>東北厚生局、秋田県、医療関係団体、他の保険者等と連携した取組を実施する。</li> </ul>
	│ <その他の取組>  ・ 保険者としての立場から関係方面へ情報発信を行うため、秋田県医薬品等安全安心使用促進協議会へ参画し、意見発   信を行っていく。
	【重要度:高】 「経済財政運営と改革の基本方針2021」において定められた目標である、「2023年度末までに後発医薬品の数量シェアを、すべての都道府県で80%以上」の 達成に寄与するものであることから、重要度が高い。
	│ │ ■ KPI:ジェネリック医薬品使用割合を年度末時点で対前年度末以上とする。 │
	(4)インセンティブ制度の実施〈I、Ⅱ、Ⅲ〉 ・ 加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組や意義を理解していただけるよう、周知広報を行う。
	【重要度:高】 協会のインセンティブ制度は、事業主及び加入者の行動変容を促すことにより、加入者が自ら予防・健康づくりに取り組むことで健康度の向上を図り、将来の医療費適正化にも資することを目的としたものであり、政府の「『日本再興戦略』改訂2015」や「未来投資戦略2017」において実施すべきとされたものであり、重要度が高い。

	_
分野	実施内容等
2. 戦略的保険者機能関係	(5) 地域の医療提供体制等への働きかけや意見発信 ⟨Ⅱ、Ⅲ⟩ i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信 ・ 現行の医療計画及び医療費適正化計画に基づく取組の進捗状況を把握しつつ、医療計画及び医療費適正化計画が着実に推進されるよう意見発信を行う。 ii) 医療提供体制に係る意見発信 ・ 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、協会における医療データの分析結果(医療費の地域差や患者の流出入状況等)や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。 iii) 上手な医療のかかり方に係る働きかけ ・ 地域医療を守る観点から、医療データの分析結果等を活用しつつ、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、関係団体とも連携しつつ、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。  【重要度: 高】 「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想のPDCAサイクルの強化や医療費適正化計画のあり方の見直しを行う等の方針が示されており、国の施策に寄与する重要な事業であることから、重要度が高い。  【 KPI: 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する
	(6) 調査研究の推進 (I、II、III) i) 医療費分析 ・ 加入者の健康度の向上や医療費適正化に向けた事業の実施につなげるため、大学等の外部有識者の協力を得ながら分析を実施する。

分野	実施内容等
3.組織·運営 体制関係	(1) 人事・組織に関する取組 ① 人事評価制度の適正な運用 ・ 評価者研修などを通じて、評価者を中心として個人目標の設定や評価結果のフィードバックによる人材育成の重要性など、職員の人事評価制度に関する理解を深めるとともに、評価結果を適正に処遇に反映させることにより、実績や能力本位の人事を推進する。 ② OJTを中心とした人材育成 ・ OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。
	<ul> <li>(2)内部統制に関する取組</li> <li>① 内部統制の強化</li> <li>・ 権限や体制の整備等により効率的な業務運営を行えること及び事故等が発生しない仕組みを構築することを目指して、内部統制基本方針に則り、リスクの洗い出し・分析・評価・対策の仕組みの導入等、内部統制の整備を着実に進める。</li> <li>② リスク管理</li> <li>・ 職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、個人情報の取扱いやリスクマネジメント等の研修を行うとともに、各種リスクを想定した訓練を実施する。</li> <li>③ コンプライアンスの徹底</li> <li>・ 法令等規律の遵守(コンプライアンス)について、職員研修等を通じてその徹底を図る。</li> </ul>
	(3) その他の取組 ① 費用対効果を踏まえたコスト削減等 ・ 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。 ・ 入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、複数者からの見積書の徴取、仕様書の見直し等の取組みを行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。 ・ 一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。 ・ また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告(ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法)を実施する。
	■ KPI:一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする

# KPI一覧表 1. 基盤的保険者機能関係

1. 空無以下跌日饭用	או וקוט		
具体的施策	KPI		設定に当たっての考え方等
(2)サービス水準の向上	① サービススタンダードの達成状況	100%	① 全支部が100%以上とし加入者への迅速な給付を行うこととする。
	② 現金給付等の申請に係る郵送化率	2 96.0%	② 実績は支部ごとに乖離があり、支部によって は協会全体の目標率を超えていることから、 支部ごとにKPIを設定する。
(5)効果的なレセプト内容	□ 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査	1 対前年度以上	① 全支部が対前年度以上とすることとする。
点検の推進	定率(※)		   ② 全支部が対前年度以上とすることとする。
	② 協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額	② 対前年度以上	
	(※)査定率=レセプト点検により査定(減額)した額÷協会けんぽ の 医療費総額		
(6)柔道整復施術療養費 の照会業務の強化	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、か つ月15日以上の施術の申請割合	対前年度以下	全支部が対前年度以下とすることとする。
(7)返納金債権の発生防	① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険	① 対前年度以上	① 全支部が対前年度以上とすることとする。
止のための保険証回	1 日本平金機構回収力も含めた負格を大後1が月以内の保険 証回収率	① 刈削牛及以上	② 全支部が対前年度以上とすることとする。
収強化及び債権管理 回収	② 返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)の回収率	② 対前年度以上	E EZHAN MINITENALCH VICECTOR
(8)被扶養者資格の再確 認の徹底	被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率	96.0%	令和2年度実績が93.4%を超えている支部は、 令和2年度実績を上回るように設定し、下回る 支部は93.4%以上となるように設定する。

# KPI一覧表 2. **戦略的保険者機能関係**

具体的施策	KPI		設定に当たっての考え方等
(1) i)特定健診実施率·事業	① 生活習慣病予防健診実施率	① 53.1%	実績が支部ごとに乖離があること、支部に よっては協会全体の目標率を超えていること
者健診データ取得率等 の向上	② 事業者健診データ取得率	2 20.0%	から、本部が示す支部ごとの目標値を踏まえ、 支部ごとにKPIを設定する。
	③ 被扶養者の特定健診実施率	③ 35.7%	
(1) ii)特定保健指導の実施率	① 被保険者の特定保健指導の実施率	① 35.0%	実績が支部ごとに乖離があること、支部に よっては協会事業計画の目標率を超えてい
及び質の向上	② 被扶養者の特定保健指導の実施率	② 22.0%	ることから、本部が示す支部ごとの目標値を 踏まえ、支部ごとにKPIを設定する。 ①は、自支部の「令和3年度KPI」及び「令和 3年度実施率の見込み」を超えるように設定 する。 ②は、自支部の「令和2年度実績」及び「令和 3年度KPI」を超えるように設定する。
(1) iii)重症化予防対策の推進	受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合	12.4%	令和3年度末の受診者割合の見込み値以上 かつ12.4%以上となるように設定する。
(1) iv )コラボヘルスの推進	健康経営宣言事業所数	1,470事業所	健康宣言事業所数について、支部ごとに乖離があることから、本部が示す支部ごとのK PIを踏まえ、支部ごとにKPIを設定する。
(2)広報活動や健康保険委 員を通じた加入者等の 理解促進	全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合	54.0%	実績が支部ごとに乖離があること、支部に よっては協会全体の目標率を超えていること から、支部ごとにKPIを設定する。
(3)ジェネリック医薬品の使 用促進	ジェネリック医薬品使用割合(※) ※医科、DPC、歯科、調剤	対前年度末以上	令和3年7月分の使用割合が80%以上の支 部は、対前年度末以上と設定する。 令和3年7月分の使用割合が80%未満の支 部については本部で示す支部別の目標値以 上と設定する。
(5)医療供給体制に係る意 見発信	効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想 調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した 効果的な意見発信	全支部で実施	全支部で実施する。

# KPI一覧表 3. 組織·運営体制関係

具体的施策	КРІ		設定に当たっての考え方等
(3)費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合	20%以下	全支部20%以下とする。ただし、入札件数が4件以下の支部においては、1件でも一者応札案件が発生した時点で、20%を超えてしまうため、令和4年度の入札件数の見込み件数が4件以下の場合においては、一者応札件数が1件以内であればKPI達成をしたこととする。

# 参考: 令和2年度KPI及び結果(協会全体+東北6県)

# 基本的保険者機能関係

	協会全体			青森	支部	岩手艺	き部	宮城	支部	秋田支部		山形支部		福島	支部
具体的施策	KPI			KPI	結果										
サービス水準の向上	①サービススタンダードの達成状況を100%とする	100%	99.5%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
サービス水準の向上	②現金給付等の申請に係る郵送化率を92%以上とする	92.0%	94.8%	92.3%	92.9%	92.0%	93.8%	93.3%	95.7%	90.7%	95.6%	92.7%	97.4%	95.5%	97.3%
効果的なレセプト点検の推進	社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査 定率について前年度以上とする	0.362%	0.318%	0.281%	0.299%	0.338%	0.308%	0.258%	0.203%	0.194%	0.184%	0.259%	0.250%	0.323%	0.334%
来担発復施術療養質寺の照 全業務の強化	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位 以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対 前年度以下とする	1.12%	1.12%	0.55%	0.52%	0.48%	0.49%	0.61%	0.70%	1.24%	1.31%	0.41%	0.40%	1.26%	1.17%
	①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内 の保険証回収率を95%と以上とする	95.0%	92.41%	95.50%	94.45%	95.70%	95.77%	96.00%	95.00%	96.40%	97.00%	95.50%	95.28%	95.00%	93.31%
返納金債権の発生防止のた めの保険証回収強化、債権管 理回収業務の推進	②返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)の 回収率を対前年度以上とする	54.11%	53.40%	71.08%	76.03%	72.88%	70.57%	60.37%	69.65%	85.83%	92.03%	60.71%	90.18%	70.18%	41.25%
	③医療給費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする	0.082%	0.087%	0.029%	0.031%	0.035%	0.052%	0.052%	0.113%	0.029%	0.045%	0.054%	0.024%	0.112%	0.132%
限度額認定証の利用促進	高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合 を85%以上とする	85.0%	79.6%	85.0%	81.2%	85.0%	79.2%	85.0%	79.4%	88.0%	85.4%	85.0%	75.2%	85.0%	79.3%
被扶養者資格の再確認の徹 底	被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率 を92%以上とする	92.0%	91.3%	92.0%	96.9%	92.6%	94.5%	92.0%	92.6%	94.6%	95.8%	94.5%	96.2%	92.0%	92.0%
	現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配布した医療機関における利用率を50%以上とする	50.0%	53.7%	66.7%	40.0%	設定なし	ı	85.0%	74.2%	設定なし	_	94.4%	93.9%	76.0%	62.9%

※グレーで網掛けしている項目については令和3年度以降KPIの設定がなくなっています。

# 戦略的保険者機能関係

	協会全体	協会全体				青森支部 岩手支部		宮城支部		秋田支部		山形支部		福島支部	
具体的施策	KPI		結果	KPI	結果	KPI	結果	KPI	結果	KPI	結果	KPI	結果	KPI	結果
	①生活習慣病予防健診受診率を55.9%以上とする	55.9%	51.0%	60.0%	59.5%	53.4%	55.8%	69.8%	65.0%	51.3%	50.6%	74.6%	75.7%	59.3%	58.1%
特定健診受診率・事業者健診データ 取得率の向上	②事業者健診データ取得率を8.0%以上とする	8.0%	8.0%	10.0%	9.9%	13.6%	11.6%	7.6%	6.5%	16.2%	18.8%	9.3%	8.7%	8.3%	6.9%
	③被扶養者の特定健診受診率を29.5%以上とする	29.50%	21.3%	29.5%	25.1%	27.6%	21.9%	35.9%	26.1%	33.6%	23.3%	39.3%	38.6%	34.7%	22.3
特定保健指導の実施率の向上	特定保健指導の実施率を20.6%以上とする	20.6%	15.4%	21.6%	15.3%	19.0%	15.1%	27.1%	22.7%	28.5%	23.5%	28.1%	22.4%	24.0%	25.7
	受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の 割合を12.9%以上とする	12.9%	10.2%	12.9%	10.8%	12.9%	9.9%	12.9%	10.1%	12.9%	10.5%	12.9%	12.5%	12.9%	10.7%
	①広報活動における加入者理解率の平均について 対前年度以上とする	45.6%	41.0%	44.6%	43.2%	43.9%	35.1%	44.3%	43.4%	43.4%	41.6%	49.5%	43.9%	46.0%	44.7%
	②全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を43%以上とする	43.0%	45.3%	45.0%	48.8%	50.7%	51.4%	51.1%	51.2%	51.0%	52.3%	51.8%	53.2%	50.0%	50.1%
	協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を80% 以上とする	80.0%	79.2%	82.2%	81.9%	84.5%	84.7%	82.8%	82.8%	81.4%	81.4%	82.8%	83.0%	81.6%	81.6%
地域の医療提供体制への働きかけ	①他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療 構想調整会議への被用者保険者の参加率を90% 以上とする	90.0%	87.6%	100.0%	100.0%	90.0%	66.7%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	100.0%	100.0%
	②「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データ ベース」などを活用した効果的な意見発信を全支部 で実施する	47支部	30支部	実施	0	実施	0	実施	0	実施	0	実施	0	実施	0

# 組織•運営体制関係

	協会全体				支部	岩手支部 宮城支部			支部	秋田支部		山形支部		福島支部	
具体的施策	KPI		結果	前年度 実績	結果	前年度 実績	結果	前年度 実績	結果	前年度 実績	結果	前年度 実績	結果	前年度 実績	結果
	一般競争入札に占める一者応札案件の割合 について、20%以下とする	20.0%	15.5%	22.3%	9.1%	0.0%	36.40%	13.4%	8.4%	0.0%	0.0%	20.0%	37.5%	50.0%	9.1%

### 【用語集】

### 〇保険者機能強化アクションプラン

協会けんぽの中期計画(3年)のことで、令和3年度から第5期がスタートした。協会けんぽ自身の行動計画として位置づけられ、着実に実行していくことにより、協会けんぽの基本理念をこれまで以上に実現していくものである。保険者機能には基盤的保険者機能と戦略的保険者機能の二つの類型に大別できる。まず、基盤的保険者機能は、保険者としてもともとの基本的な業務・機能であり、レセプト(診療報酬明細書)や現金給付の審査・支払を適正かつ効率的に行うことにより、加入者に良質なサービスを確実に提供する。同時に、不正受給対策などによる医療費の適正化を通じて、協会けんぽの財政を含めた制度の維持可能性を確保する。もう一つの戦略的保険者機能は、近年特に保険者に求められている機能で、事業主とも連携して、加入者の健康の維持・増進を図ること、地域の医療提供体制の在り方にも積極的に関与すること、効率的かつ無駄のないサービスが提供されるよう働きかけを行うこと等により、「I 加入者の健康度の向上」、「I 医療等の質や効率性の向上」、「II 医療等の質や効率性の向上」、「II 医療費等の適正化」を目指し、もって加入者・事業主の利益の実現を図ることを目的としている。

#### 〇データヘルス計画

レセプト(診療報酬明細書)データや特定健診等結果データを活用し、加入者の健康特性に応じて、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業を実施する計画のこと。第1期の計画策定期間は平成27年度~平成29年度であったが、第2期は計画策定期間を3年から6年に延長し、平成30年度~令和5年度となっている。

#### 〇医療提供体制

団塊の世代が後期高齢者となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医師・看護師等の医療従事者の確保・勤務環境の改善、地域包括ケアシステムの構築、といった「医療・介護サービスの提供体制の改革」が急務の課題となっている。

### 〇レセプト点検

医療機関等から送付されたレセプト(診療報酬明細書)に記載されている内容について、その請求点数が算定基準等に照らし誤りがないかどうかを審査・点検するもの。

#### 〇返納金債権

退職等により協会けんぽの資格が無くなった後、協会けんぽの保険証を使用して医療機関を受診してしまった場合に、被保険者へ医療費のうち協会けんぽが給付していた分を請求すること。

#### 〇保険者間調整

退職等により協会けんぽの資格が無くなった後で新たな保険資格が確認された場合に、被保険者の同意に基づき、旧保険者と新保険者の間で返納金の調整 を行うこと。

### 〇限度額適用認定証

医療機関等の窓口での医療費の支払いが高額になりそうな場合、あらかじめ申請により限度額適用認定証の交付を受けて医療機関等窓口に保険証と併せて提示すると、1か月(1日から月末まで)の窓口での支払いが自己負担限度額までとなる。

#### 〇ナッジ理論

ナッジ(nudge)とは「肘で軽く突く」という意味で、2017年にノーベル経済学賞を受賞したリチャード・セイラー教授が提唱した概念。行動経済学や行動科学分野において、人々が強制によってではなく自発的に望ましい行動を選択するよう促す仕掛けや手法を示す用語として用いられている。

### 〇事業所健康度診断(事業所カルテ)

従業員の健診結果・医療費データを分析し事業所毎の健康課題を見える化したもの。

### 〇健康保険委員

協会けんぽが委嘱。事業に関する周知・広報、各種申請に関する相談、健康づくりや健診など各種事業の推進、モニター等が主な活動内容になる。加入者と協会けんぽのパイプ(橋渡し)役として重要な役割を担っている。

### 〇インセンティブ制度

医療保険制度改革骨子や日本再興戦略改定2015等を踏まえ、新たに協会けんぽ全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率の中に、インセンティブ制度の財源となる保険料率(0.01%)を設定するとともに、支部ごとの加入者及び事業主の行動等を評価し、その結果が上位過半数となる支部については、報奨金によるインセンティブを付与するというもの。具体的には、特定健診・特定保健指導の実施率、要治療者の医療機関受診割合、後発医薬品の使用割合などの評価指標に基づき、支部ごとの実績を評価する。評価方法は偏差値方式とし、平均偏差値である50を素点50とした上で、指標ごとの素点を合計したものを支部の総得点として全支部をランキング付けする。平成30年度に導入され令和2年度の保険料率から反映される。

# 令和4年度 秋田支部 保険者機能強化予算(案)について

# 秋田支部保険者機能強化予算(案)

	予算区分	支部予算枠	予算枠の算出基準			
支部医療費適正化等予	①医療費適正化対策経費	9,918千円	全体予算8億円を全支部一律に定額部分600万円を設 定したうえで、残りを加入者数で按分し加算			
過 正 化 等 予	②広報·意見発信経費		正したりんで、残りを加入有数で按対し加昇			
	③健診経費					
支 部 保	④保健指導経費					
保 健 事 業	⑤重症化予防事業経費	37,880千円	全体予算40億円を40歳以上の加入者数で按分			
事 業 予 算	⑥コラボヘルス事業経費					
	⑦その他の経費					

	区分	新規継続	取組名	予算額	備考
① 医 疹		継続	お薬手帳ホルダーを活用した医療費の有効活用に向けた広報の推進	825千円	ジェネリック医薬品の意思表示付き のお薬手帳ホルダーを作成 (スミ1色→2色)
療費適正化対策	企画部門関係	新規	メディア系媒体を利用した、医療費適正化に関する広報(時間外受診 等)	374千円	子育て情報誌等への記事や広告 の掲載
経費			小計	1,199千円	
		継続	納入告知書同封広報紙、総合パンフレット等の作成	2,271千円	健康保険あきた等事業所向けの定期発行物や健康保険制度や手続きについてのパンフレットを作成
② 広 #	紙媒体による   広報 	継続	限度額適用認定郵送申請セット、療養費装具郵送申請セット、任意継 続郵送申請セットの作成	649千円	協会窓口での申請で多い申請書について簡 単に郵送で申請できるようセット化したもの を作成し、医療機関等に配布
②広報•意見発信経費		継続	特設サイトによる効果的な広報	2,635千円	適正受診や制度について理解してもらうサイトへweb広告により誘導し、医療費適正を図る
発   信 	その他の広報	継続	メールマガジンの魅力を高めるランディングページの作成	1,353千円	メールマガジンの登録につながるような特設 サイトの作成(6回分)
費    -		新規	作成済み素材を活用した各種広報(バスラッピング、ポスター2種、動 画等)	1,811千円	これまで作成した広報素材を有効活用し、支部の認知度アップへ図る
			8,719千円		
			9,918千円		

				十日未満切り上げ
区分	新規継続	取組名	予算額	備考
	継続	同意書の取得および事業者健診結果データの取得	5,040千円	アウトソーシングにより事業者健診にかかる同意書の取得 及び健診結果データの取得
	継続	協会けんぽ主催の集団健診	1,699千円	受診機会の増加を図り、健診実施数の増加を目指し、協会けんぽ主催により集団健診を実施する
	新規	健診実施機関における健診実施件数増に対するインセンティブ	4,000千円	健診推進費より健診実施数増加に対する金銭的インセン ティブを予定
	新規	市町村集団健診への特定健診受診勧奨	611千円	市町村の集団健診の日程チラシを作成し直前に通知予定。 (令和4年度は大仙市限定)
③健診経費	新規	医師会と連携した医療機関受診者への特定健診受診勧奨	99千円	受診勧奨チラシを作成し医師会と連携し、かかりつけ医か らチラシの配布を予定
	継続	生活習慣病予防健診および特定健診の支部独自健診案内	1,917千円	令和4年度の健診について年次案内のため各種広報物の 作成
	継続	特定健診未受診者に対する受診勧奨	2,214千円	未受診者(被扶養者)に対して、文書による受診勧奨を実施
	継続	その他事務経費	69千円	健診実施機関実地調査時の交通費等
		小計	15,649千円	
	継続	中間評価時の血液検査費	528千円	特定保健指導実施機関における特定保健指導で、中間評価のために実施する血液検査の費用
	継続	保健指導用パンフレット作成等	880千円	保健指導に活用するパンフレットを支部独自に作成、購入
4 ④保健指導経費	継続	特定保健指導の実施率の向上	3,429千円	保健指導利用を事業所等勧奨するための費用
	継続	その他事務経費	1,055千円	公民館等での保健指導時の会場賃借料や測定用機器の 購入費等
		小計	5,892千円	
	継続	未治療者に対する受診勧奨	6,529千円	アウトソーシングの委託数増加見込み
⑤重症化予防 事業経費	継続	糖尿病性腎症患者の重症化予防対策	187千円	医療機関と連携した糖尿病成人症の患者に対する保健指導にかかる交通費
		小計	6,716千円	

千円未満切り上げ

秋田支部保健事業予算(案) 千円未満切り上げ

区分	新規継続	取組名	予算額	備考
	継続	健康経営宣言事業所等の宣言取組み支援	4,260千円	健康経営宣言事業所向けに健康に関する各種資料の 作成・配布。宣言内容の見直し勧奨業務
⑥コラボヘルス事業経費	継続	運輸業団体と連携したコラボヘルス	546千円	運輸業団体と協同で広報誌「ニュースレター」を作成・ 配布
(の)コブハベル人争未経負	継続	健康経営宣言の推進事業	371千円	業種を絞った勧奨や商工会議所会員事業所等へ勧奨 (事業所カルテ等活用)
		小計	5,177千円	
	継続	地方自治体等と連携した健康づくりイベントによる啓発事業	528千円	自治体、医療関係団体と共同で開催する健康 づくりイベントにてブース出展(コロナウイルス 感染症の感染状況考慮の上実施)
	継続	受動喫煙防止啓発による禁煙促進事業	420千円	秋田市母子手帳別冊への広告 受動喫煙防止宣言ミニのぼりの作成 体育協会発行広報誌への広告掲載
	新規	減塩に関する啓発ポスターの作成	1,630千円	禁煙・運動に関するポスターについては作成 済みのため、減塩に関するポスターを作成す ることで3大テーマ完成
⑦その他の経費	継続	歯と口腔の健康づくり事業	779千円	歯科健診により糖尿病等生活習慣病との関連 がある歯周病を予防
	新規	喫煙リスクを持つ対象者への禁煙支援(健診時、リーフレット 配布)	330千円	健診受診時に受動喫煙に関する情報提供を 実施
	継続	健康リスク抑制にかかる秋田大学との共同研究	759千円	秋田大学との共同研究にかかる研究費
		小計	4,446千円	
		37,880千円		

分野		支部医療費適正化等予算										
区 分	①医療費	<b>遠正化対策経費</b>	②広報・意	見発信経費								
取組名	お薬手帳ホルダーを活 用した医療費の有効活 用に向けた広報の推進	メディア系媒体を利用した、医療 費適正化に関する広報(時間外 受診等)	納入告知書同封広報紙、総合 パンフレット等の作成	限度額適用認定郵送申請セット、 療養費装具郵送申請セット、任 意継続郵送申請セットの作成								
区 分 (新規·継続)	継続	【新規】	継続	継続								
事業目的	お薬手帳の携行率の向上、上手な医療のかかり方・インセンティブ制度の認知度の向上、ジェネリック医薬品の使用割合の向上	時間外受診の抑制による医療費適正化	事業に関するお知らせや制度 全般に関する周知広報	限度額適用認定証の使用促進、 各種申請の郵送化促進								
事業概要	お薬手帳を正しく使い、 安全・安心にお薬を服 用していただくための 発ツールとしてお薬手 帳ホルダーを作成し、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	加入者へメディア系媒体を利用した医療費適正化に関する広報	日本年金機構が事業所に毎月 送付する保険料納入告知書に 支部広報紙「健康保険あき た」を同封してもらい、全事 業所へ送付 協会けんぽの事業を広く知フ しっっため、総合パンカリガイド」を作成し、新規適用 事業所を中心に配布 チラシを作成し事業所の従業 は対しメールマガジンを広報	限度額適用認定証の使用促進や各種申請の郵送化促進を図るため、申請セットを作成し、配布								
実施時期	通年	通年	毎月	4月								
経 費	825千円	374千円	2, 271千円	649千円								

分野		支部医療費適正化等予算	
区分	②広報・意見発信経費		
事業名	特設サイトによる効果的な広報	メールマガジンの魅力を高めるランディング ページの作成	作成済み素材を活用した各種広報 (バスラッピング、ポスター2種、動画等)
区 分	継続	継続	【新規】
事業目的	適正受診の向上	メールマガジンの登録者数および開封率 の向上	健診受診率の向上、喫煙率の減少、塩 分摂取量の減少、運動会数の増加によ りヘルスリテラシーの向上
事業概要	WEB広告主体とした適正受診 (正しい医療のかかり方)などの 広報を行い、効果的に医療費適正 化を推進	メールマガジン紙面に目を引く新たな特設コーナー (新企画) などをつくることで、秋田支部のメールマガジンの登録者数及び開封率の向上のためのランディングページ (特設サイト) の作成	令和3年度までに秋田支部で作成した各種広報素材を活用した広報
実施時期	9月~11月頃	通年	通年
経費	2,635千円	1,353千円	1,811千円

分野	支部保健事業予算			
区 分	③健診経費			
事業名	同意書の取得および事業 者健診結果データの取得	協会けんぽ主催の集団健診	健診実施機関における健診実 施件数増に対するインセンティ ブ	市町村集団健診への特定健診 受診勧奨
区分(新規・継続)	継続	継続	【新規】	【新規】
事業目的	同意書および事業者健診 結果データの取得	特定健診受診率の向上	生活習慣病予防健診受診率の 向上	特定健診受診率の向上
事業概要	<ul> <li>労働安全衛康診断多く ・ 労働で関係を ・ では ・ でが ・ では ・ でが ・ まる ・ でが ・ でが ・ でが ・ でが ・ まる ・ でが ・ でが ・ でが ・ まる ・ でが ・ でが ・ まる ・ でが ・ でが ・ まる ・ でが ・ で</li></ul>	被扶養者に対する集団健診を実施し、未受診者に対する広報および健診を実施	生活習慣病予防健診の実施機関に対し、健診実施数増加に対する金銭的インセンティブの実施	協定を締結している大仙市との 共同事業として、公民館等で実施している大仙市の集団健診に ついて、加入者の自宅付近の会 場、日程をDMにて広報
実施時期	7月~3月	8月~11月	通年	4月~10月
経費	5,040千円	1,699千円	4,000千円	611千円

分野	支部保健事業予算		
区分	(1)		
事業名	医師会と連携した医療機関受診者への 特定健診受診勧奨	生活習慣病予防健診および特定健診の 支部独自健診案内	特定健診未受診者に対する受診勧奨
区 分(新規・継続)	【新規】	継続	継続
事業目的	特定健診受診率の向上	生活習慣病予防健診および特定健診受診率の向上	特定健診受診率の向上
事業概要	医療機関へ外来通院している被扶養者 を対象に通院先で特定健診が受診できるということを広報	生活習慣病予防健診等一斉発送の際に支部独自の印刷物を同封	特定健診未受診者にDMの送付や広告掲載による、受診勧奨を行う。
実施時期	通年	一斉発送時から通年	7月、1月
経費	99千円	1,917千円	2,214千円

分野	支部保健事業予算		
区分	4. 保健指導経費 		
事業名	中間評価時の血液検査費	保健指導用パンフレット作成等	特定保健指導の実施率の向上
区 分 (新規·継続)	継続	継続	継続
事業目的	保健指導利用者の食生活や運動等生活習慣改善努力の効果測定	保健指導時の活用	特定保健指導の新規開拓および終了者数の向上
事業概要	協会けんぽ秋田支部の保健師等または 受託機関が実施する特定保健指導の利 用者において生活習慣改善努力の効果 測定を希望する者へ対し血液検査を実 施	保健指導時に活用するパンフレットの購入や支部独自のパンフレットを作成	特定保健指導に対する受け入れ効果を高めるため共同利用や訪問案内発送等の際に支部独自の印刷物を同封
実施時期	通年	通年	通年
経費	528千円	880千円	3,429千円

分野	支部保健事業予算			
区 分	⑤重症化予防事業経費			
事業名	未治療者に対する受診勧奨	糖尿病性腎症患者の重症化予防対策		
区 分(新規・継続)	継続	継続		
事業目的	未治療者の医療機関受診率の向上	糖尿病性腎症患者に対する重症化予防、QOLの向上、医療費適正 化		
事業概要	健診結果が再検査(血圧や血糖が高値等)となった方に対して、重症化する前に医療機関を受診するよう電話や文書により勧奨を行う。電話勧奨については外部委託を実施する。	大館市立総合病院の医師より協会けんぽ加入者で糖尿病性腎症患者を紹介してもらい、外来終了後に、院内管理栄養士と協会けんぽ保健師が保健指導を実施する。		
実施時期	通年	通年		
経費	6,529千円	187千円		

分野	支部保健事業予算		
区 分		⑥コラボヘルス事業経費	
事業名	健康経営宣言事業所等の宣言取組み 支援	運輸業団体と連携したコラボヘルス	健康経営宣言の推進事業
区 分 (新規·継続)	継続	継続	継続
事業目的	健康経営宣言の取り組みに対する支援、 健康経営の推進	運輸業団体と連携した事業所における健 康づくりの推進、健康経営宣言の普及	健康経営宣言事業所数の拡大
事業概要	健康経営宣言して健康づくりに取り組んでいる事業所担当者の方から、「健康づくりに取り組むための啓発資料がほしい」、「他の事業所の取組み事例を知りたい」などの声が多数聞かれることから、健康づくりに関する資料の配布等を行うことによって、宣言後の取組みに対する支援	業種別にみると運輸業の健康リスクが特に高いことに着目し、協定締結先である秋田運輸支局・バス協会・トラック協会・ハイヤー協会と協力連携して、運輸業界に特化した広報紙「ニュースレター」を作成・配布するとともに、運輸業界における健康経営宣言の普及を図る。	宣言事業所数は着実に増加しているものの、更なる拡大を図るため、保健指導時の勧奨、DM等による案内、電話勧奨、各種研修会の場での勧奨を実施する。
実施時期	通年	6月、9月、12月、3月	通年
経費	4,260千円	546千円	371千円

分野	支部保健事業予算		
区分	⑦その他の経費		
事業名	地方自治体等と連携した健康づくりイベントによる啓発事業	受動喫煙防止啓発による禁煙促進事業	減塩に関する啓発ポスターの作成
区 分 (新規・継続)	継続	継続	【新規】
事業目的	加入者の健康づくり啓発及び関係機関との 連携強化	喫煙者の減少	減塩についての啓発
事業概要	共同で健康づくり事業を推進することが効果的であること、また、他団体との良好な関係構築の観点から、自治体や関係団体と連携した事業を展開する。 ①秋田市と共同で健康フォーラムを開催②秋田県と共同で受動喫煙防止フォーラムを開催 ③関係団体と連携して、イベント等でのブース出展や広報物の配布	受動喫煙などの喫煙による害の啓発や 受動喫煙防止施設の登録拡大に取り組む。 ①母子手帳等への受動喫煙の害に対して広告掲載 ②子どもを介した親への啓発を行うため、小学校の授業で講演、リーフレットの配布 ③県と共同で実施している受動喫煙防止施設登録認定事業で、事業所に対して受動喫煙防止宣言ミニのぼりを配布。	減塩に関するポスターを作成し健康 経営宣言事業所等へ配布し減塩について啓発
実施時期	上記①(10月)、上記②(6月·11月)、上記 ③(3月)	上記①(4月)、上記②(4月·9月)、③(通 年)	通年
経費	528千円	420千円	1,630千円

分野	支部保健事業予算		
区分	⑦その他の経費		
事業名	歯と口腔の健康づくり事業	喫煙リスクを持つ対象者への禁煙支援 (健診時、リーフレット配布)	健康リスク抑制にかかる秋田大学と の共同研究
区 分 (新規・継続)	継続	【新規】	継続
事業目的	歯周病、糖尿病等の予防	喫煙者の減少	被保険者の将来の健康リスクの抑制
事業概要	秋田県歯科医師会、秋田県口腔支援センターと連携し、歯周病と糖尿病に関する 啓発活動と歯科健診、歯科に関する保健 指導を実施	生活習慣病予防健診時、喫煙者に対して禁煙の助言や禁煙に必要な情報提供リーフレットを配布	生活習慣病予防リスクのうちメタボ・血圧において男女ともワースト1位、その他の項目もすべてワースト5位以内となっているため、生活習慣病リスク保有割合が高い要因を教育研究機関と共同研究を実施
実施時期	5~3月	通年	通年
経費	779千円	330千円	759千円